年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	せん	,等,	の概算	更

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 6 月、同年 9 月、62 年 4 月、同年 6 月、63 年 3 月、同年 10 月、平成元年 1 月及び同年 4 月の国民年金保険料 (定額保険料) については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: ①昭和61年6月

② 昭和61年9月

③ 昭和62年4月

④ 昭和62年6月

⑤ 昭和63年3月

⑥ 昭和63年10月

⑦ 平成元年1月

⑧ 平成元年4月

⑨ 平成3年4月から同年9月まで

申立期間の国民年金保険料は未納と記録されているが、他の支払に優先 して国民年金保険料を支払ってきており、未納は考えられないため、年金 記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立期間⑨を除く8期間はいずれも1か月と短い上、申立人は国民年金手帳記号番号が払い出された昭和52年12月時点において納付が可能であった50年10月から65歳に到達する平成14年*月まで(26年11か月)の国民年金保険料は申立期間を除いて全て納付し、このうち、66か月を過年度納付又は追納していることを踏まえると、申立人は遅れてでも国民年金保険料の納付に努めていたものと考えられる。

また、申立期間③から⑧までについて、オンライン記録では未納とされて

いるが、申立人の居住する市の国民年金保険料の電算納付記録では、「定額保険料+付加分未納」を示す「3」と記録されている上、同市は、オンライン記録と同市の記録が異なる理由は不明であるものの、納付記録表示コード「3」は定額保険料+付加分未納であるため付加額のみが未納で、定額保険料は納付済みであることを表示している旨回答している。

さらに、上記のとおり、国(オンライン記録)と市の被保険者記録に相違があるほか、年金事務センターは「市の『3』に相当するオンライン記録の表記は『C』と考えられるが、『C』は付加保険料の納付が強制である者(農業者年金加入者)に適用する記号であり、付加保険料の納付が任意である申立人には使用しない記号である。」と回答しており、申立人に係る行政の記録管理に混乱が見受けられる。

加えて、オンライン記録によれば、申立期間①から④までと⑥から⑧までについては、その直後の期間(同一年度内の期間)の国民年金保険料が付加保険料(任意)を含めて現年度納付されたものとなっており、申立人が当時の納付先であったとする市が、同一年度に係る国民年金保険料の収納に当たり、未納とされている上記期間の定額保険料(強制)を徴収することなく、それ以降の期間について付加保険料(任意)を含む国民年金保険料の現年度収納を繰り返したとは考え難い。その上、国民年金法では、申出により付加保険料を納付する者となったものが同保険料を納期限(翌月末日)までに納付しなかったときは、その納期限の日に付加保険料を納付する者でなくなる申出をしたものとみなす旨規定していること、及び上記の申立人の納付意識を踏まえると、上記期間については、納付時点において、制度上、付加保険料が納付できなかったため、定額保険料のみを現年度納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間⑨については、申請免除期間(追納済み)に続く期間であるとともに、その直後の期間の国民年金保険料も過年度納付されており、未納とされている記録に特段の不自然さはうかがえない上、上記の申立人の納付意識を踏まえると、その直後の期間の国民年金保険料を過年度納付した時点では、時効により申立期間⑨の保険料を納付することができなかったものと考えるのが自然である。

また、申立人の申立期間⑨に係る国民年金保険料の納付状況(納付金額、納付場所等)についての記憶は曖昧である上、申立人が同期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年6月、同年9月、62年4月、同年6月、63年3月、同年10月、平成元年1月及び同年4月の国民年金保険料については、定額保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年4月から 38 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

国民年金制度が始まる前に、自宅の近くに居住する町役場に勤務していた人に「国民年金制度ができたので主婦業の方もわずかでも保険料を掛けておけば後で助かるよ。」と勧められて国民年金に加入したにもかかわらず、昭和 38 年4月に国民年金に加入した記録となっている。国民年金保険料は地区の役員が交代で集金しており、36 年4月から納付していた。申立期間の国民年金保険料領収書も所持しているので、未加入とされている申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は24か月と比較的短期間である上、申立人は、申立期間後は国民年金の任意加入者等として、長期にわたる国民年金保険料を全て納付しており、国民年金制度及び保険料納付に対する意識が高かったものと認められる。

また、申立人が国民年金の加入を勧められたとする者は、「昭和 35 年 9 月頃から町役場で国民年金業務を担当し、申立人が居住する地区の方にも国民年金の加入を勧めていた。多くは任意加入の対象者であったが、国民年金に加入していた。国民年金制度が施行された 36 年 4 月に担当部署を換わったので、それ以後は国民年金業務に携わっていない。」と証言している上、申立人が同じ時期に国民年金に加入したとする近所に居住する二人(任意加入の対象者)は、昭和 36 年 4 月に国民年金に加入していることが確認でき、「国民年金制度が始まる前に勧められて、制度施行当初から国民年金に任意加入した。」とする申立人の供述に不自然さはない。

さらに、申立人は、申立期間を含む昭和 36 年度から 38 年度までの領収欄が一葉となった国民年金保険料領収書を所持している上、申立期間の一部

(昭和 36 年4月から 37 年2月まで) については、集金人(地区の役員)の 受領印が押されていることが確認できる。

加えて、申立人と同じ地区に居住(同じ集金人が担当)し、申立期間において国民年金に任意加入していることが確認できた者(複数)は、いずれも加入期間の国民年金保険料を全て納付している上、申立期間において申立人の生活状況に変化はみられず、申立人が上記の国民年金保険料領収書において受領印が確認できない申立期間の一部(昭和 37 年 3 月から 38 年 3 月まで)の国民年金保険料を納付しなかったとする合理的事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和54年11月1日に訂正し、同期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和28年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和54年9月21日から同年11月1日まで昭和53年にBとして入社したC社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、同事業所の関連事業所であり厚生年金保険の適用事業所であったA社で被保険者資格を取得した。54年11月1日にC社が適用事業所となり、同事業所における被保険者資格を取得したが、A社における申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社における申立人の元同僚の証言から、申立人は、申立期間において、 同社に勤務していたものと認められる。

また、上記同僚は、「C社は、当時厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、同社の従業員は、関連会社であったA社で厚生年金保険に加入していた。申立人は、申立期間及びその前後の期間において継続的にC社でBとして勤務しており、他の従業員と同様にA社において厚生年金保険に加入していた。」と証言しており、申立人が申立期間において被保険者資格を喪失する特段の事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

申立人に係る申立期間の標準報酬月額については、A社に係るオンライン記録(昭和54年8月の標準報酬月額)から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、事業主から供述を得ることができず、ほかにこ れを推認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当 時)に対して行ったか否かについては、これを推認できる関連資料及び周辺 事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 1 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から45年3月まで

国民年金の加入手続の時期や場所は覚えていないが、昭和 37 年1月に 事業所を辞めた後は国民年金保険料を支払っていた。当時は集金組織が有 り、集金に来る集落の年金係の人に国民年金保険料を支払わないで済むは ずがない。申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金被保険者台帳(特殊台帳)から、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年3月31日に同年4月1日を資格取得日として払い出されていることが確認できるほか、申立人が居住する町(現在は、市)が保管する国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳の「初めて国民年金の被保険者となった日」欄からも、申立人が初めて国民年金の被保険者資格を取得したのは45年4月1日であったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時から継続して現在居住する町に居住している上、申立期間に係る国民年金の加入手続について記憶していないなど、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は 99 か月であり、これほどの長期間にわたり行政の記録管理に誤りが生じ続けるとも考え難い上、申立人は集金組織があったので納付したはずであると主張するものの納付状況(集金人の氏名、納付金額等)についての記憶は曖昧である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年6月から40年8月までの期間及び42年1月から46年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年6月から40年8月まで

② 昭和42年1月から46年6月まで

申立期間のうち結婚前の期間は、母親が私の国民年金の加入手続を行うとともに、国民年金保険料を納付してくれていた。結婚後は、自分で国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。未加入となっている申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料を納付するためには被用者年金の資格喪失後に 国民年金の再加入手続を行う必要があるが、結婚前である申立期間①につい ては、申立人は国民年金の加入手続に関与しておらず、これを行ったとする その母親は既に死亡している上、結婚後である申立期間②については、同手 続を行ったとする申立人の記憶は曖昧であり、申立期間に係る申立人の国民 年金の加入状況は不明である。

また、申立期間は合計81か月であり、これほどの長期間にわたり行政の記録管理に誤りが生じ続けるとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年7月から11年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。また、19年5月及び同年6月の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和50年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年7月から11年12月まで

② 平成19年5月及び同年6月

申立期間①については、その前まで勤務していた事業所を退職した際に 市役所において国民年金の加入手続を行い、金額は定かではないが、郵送 されてきた納付書に現金を添えて銀行又は郵便局において国民年金保険料 を毎月納付した。また、申立期間②については、時期は覚えていないが、 保険料の免除申請を行った。申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録から、社会保険事務所(当時)は申立期間①中の平成 11 年 3 月 25 日及び同期間の期首月の国民年金保険料の徴収権が時効により消滅する前の 12 年 8 月 21 日の 2 度にわたり、申立人を国民年金加入勧奨の対象者として申立人が居住する市に通知(勧奨事象発生日は、平成 10 年 7 月 12 日)していることが確認できる。このことから、申立人は申立期間①当時においては国民年金に未加入であったものと考えられ、その当時に国民年金に加入し、郵送されてきた納付書により毎月国民年金保険料を納付していたとする申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

また、申立人は申立期間①に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付状況(納付時期、納付場所、納付金額等)についての記憶が曖昧である。

2 申立人は申立期間②当時の免除申請について、平成19年4月に事業所を 退職して、しばらくたった頃に1度だけ行ったと供述しているところ、オ ンライン記録から、申立人は平成20年2月9日に免除申請を行っているこ とが確認でき、制度上、その時点では申立期間②を含む19年6月以前の期 間について免除を申請することはできない。このことは、その申請におい て、申立期間②直後の19年7月から同年11月までの期間について4分の 3の免除を受けていることとも符合している。

また、申立人は申立期間②に係る国民年金保険料の免除申請手続(申請期間、申請場所等)についての記憶が曖昧である。

3 申立期間は基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、かつ、申立期間②については14年4月に国民年金保険料の収納事務が国に一元化された以降の期間でもあり、記録管理に誤り等が生じることは、通常、考え難い上、申立人に係る申立期間①の国民年金保険料が納付されていたこと、及び申立期間②の国民年金保険料が免除されていたことを示す関連資料(日記、確定申告書等)は無く、これが納付されていたこと、及び免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に 判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと 認めることはできない。また、申立期間②の国民年金保険料が免除されて いたものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1587

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年11月1日から35年3月21日まで

A事業所で勤務していた期間の厚生年金保険の記録が無いので年金事務所に問い合わせたところ、当該期間については脱退手当金が支給されている旨回答された。同事業所を退職した後に脱退手当金など受け取った記憶がないため、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、厚生省(当時)がオンライン記録の脱退手当金の支給日(昭和35年10月28日)前である昭和35年8月3日及び同月26日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を裁定庁に回答したことを意味する「回答済35.8.3」及び「回答済35.8.26」の印が押されている。

また、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立 人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約7か月後に支給決定されてい るなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の健康保険整理番号の前後合わせて 100 人の女性被保険者のうち、申立人の資格喪失日の前後2年以内に資格喪失し、かつ、被保険者期間が2年以上である 11 人(申立人を除く。)の記録を確認したところ、8人に同事業所を最終事業所とした脱退手当金の支給記録があり、このうち4人には資格喪失後6か月以内に脱退手当金が支給決定されていることが確認できる上、連絡先が分かり回答があった二人のうち一人は、脱退手当金制度について同事業所の事務職員に教えてもらい、請求手続も同事業所にしてもらった旨証言していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求が行われた可能性が高いと考えられる。

加えて、申立人から聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶がないという主張のほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1588

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月1日から32年11月1日まで 昭和31年4月1日から32年10月末までA社(現在は、B社) C支店の D課に勤務していたにもかかわらず、この期間について厚生年金保険に未 加入となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が同僚として名前を挙げた8人の記録が確認できる上、このうち連絡の取れた一人が申立人を知っている旨回答していることから、期間は特定できないが、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は、当時の資料として唯一保管している社員名簿に申立人の氏名が確認できない(申立人が名前を挙げた8人は記録あり)ことから、申立人は正社員ではなかったと考えられる旨回答している上、申立人も給与明細書等の資料を所持していないため、申立人に係る勤務期間及び厚生年金保険料の控除を確認できない。

また、A社C支店の元従業員からも申立人の勤務期間、厚生年金保険の加入及び保険料控除についての証言を得ることができない。

さらに、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1589

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 大正14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月1日から56年12月15日まで

A社における報酬月額は25万円であったにもかかわらず、オンライン記録の標準報酬月額は15万円とされているので、課税資料や日本年金機構が保管する記録を調査して年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立てに係る事業所は源泉徴収簿等を保管しておらず、申立人の居住する市も申立期間当時の課税資料を保管していないことから、報酬月額及び厚生年金保険料控除額が確認できない上、同事業所において社会保険事務及び給与事務に携わっていた申立人以外の従業員は既に死亡しているか又は病気療養中であるため証言が得られず、その他の従業員からも申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について具体的な証言は得られない。

また、申立人は、社会保険事務所(当時)が事務処理を誤った可能性があると主張しているが、申立てに係る事業所が申立人の主張する標準報酬月額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出た事実を確認できる資料は無い上、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票において記録されている標準報酬月額は、オンライン記録と一致し、遡って減額された形跡などの不自然な点も見当たらない。

さらに、申立期間中には、届出を行う機会が資格取得時及び7回の定時決定時の計8回あるが、その全てにおいて社会保険事務所が処理を誤るとは考え難い。

加えて、申立人は、申立てに係る事業所における取締役であり、給与計算 及び社会保険事務を担当していたが、届け出た自身の報酬月額を記憶してい ない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。